

# すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 会長 奥村尚三  
全国保育士会 会長 村松幹子

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任<sup>※</sup>です。

少子化を反転するためにも、国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、健やかな育ちが等しく実現されるよう、令和7年度保育関係制度・予算について次のことを要望します。

なお、11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」をふまえ、補正予算によって前倒して対応できるものは対応いただくよう要望します。

## ※すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任

### 児童の権利に関する条約第4条

締結国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

### 児童福祉法第2条3

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### こども基本法第4条

国は、前条の基本理念（※事務局注 全ての子どもの人権の保障、適切な養育や生活の保障、最善の利益の考慮など）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## 1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 保育施設は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するとともに、子どもの居場所を維持・確保する、地域に欠かせない社会資源です。
- 人口減少地域においても、その役割を果たすため、認可を受けた保育施設等として、地方自治体が連携を密にして、責任を持って存続させることを要望します。
- 令和7年度に「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」が実施される予定ですが、人口が減少しているのは対象自治体（全部過疎自治体やみなし過疎市町村）だけではありません。
- 今回対象とならない自治体においても、今回構築されるモデルを活用し、取り組みができるよう、引き続き支援いただくことを要望します。

- また、子どもの数が減少するなか、地域の子どもの育ちを支えるために積立金を取り崩しながら運営してきた保育施設は、閉園しようにも閉園にあたっての費用を準備することができず閉園できないという状況も発生しています。
- 過疎地域含め、人口減少地域における保育機能確保のあり方については、保育関係者の意見を十分に聞いて検討いただくようお願いします。

・・・(詳細 7 ページ)

## **2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、 公定価格を充実させてください**

### **(1) 職員配置基準の改善** ・・・(詳細 9 ページ)

- 子どもたちとしっかり向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するためには、配置基準の改善は急務です。1 歳児についても早急に改善してください。
- 応答的なかわりが重要な時期となる 2 歳児の配置基準についても、改善を要望します。
- また、今回改善された配置基準（3 歳児 15：1、4・5 歳児 25：1）にとどまらず、OECD 加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。
- 近年子どもの発達個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等も含め、配置基準が適当なのか、しっかり精査いただくことを要望します。

### **(2) 公定価格の改善と保育人材の確保** ・・・(詳細 11 ページ)

- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持してください。
- 保育士の勤務年数の長期化（11 年超）を踏まえ、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げや加算対応など、さらなる処遇改善を要望します。
- 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの一本化については、算定結果が現行の給与水準から後退しないよう要望します。
- 現在の物価高騰、エネルギー価格の高騰は、保育施設での質の高い保育の継続に支障を与えています。「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では「重点支援地方交付金」の更なる追加が示されており、保育施設におけるエネルギー価格や食料品等の物価高騰に対する支援が確実に実施されるよう、自治体への働きかけを要望します。

- 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和6年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

### (3) 主任保育士の必置化 . . . . . (詳細 13 ページ)

- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域社会でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。

### (4) 施設長の資質向上 . . . . . (詳細 14 ページ)

- 保育者がやりがいを持って働き続けられる風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることを要望します。

## 3. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください

- 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』こと」が主旨であるはずで。
- 0, 1, 2 歳児が対象であり、毎日通園する子どもたちではないことを踏まえ、専門性のある保育士が関わることを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける）。
- 子どもを中心に考えた質の高い保育を提供するためには、人材の確保を含め、安定的な運営が必要です。現在の補助基準額では安定的な運営は困難であり、補助基準額の増額を要望します。
- 「こども誰でも通園制度」は、令和7年度は「地域子ども・子育て支援事業」として実施されます。「地域子ども・子育て支援事業」として実施するにあたっては、自治体で条例改正をしたうえで、施設は認可手続き、定款の変更が必要になります。
- しかし、現在のスケジュールでは自治体の条例改正が年度当初に間に合わない可能性が高いため、各自治体において、速やかに条例改正が行われ、今年度の試行的事業を実施していた施設が、手続きが間に合わず来年度実施できないということのないような配慮を実施いただくよう要望します。

. . . (詳細 15 ページ)

## **4. 子どもの命を守るため、保育施設における災害対策を支援してください**

- 能登地域では地震の爪痕に加え、9月の豪雨により二重災害となっています。当該地区の「子ども達の笑顔を絶やさないように保育を続けることが保育園の使命」と語る保育者の声に応えるためにも、地域の実情に応じたさらなる復興支援策を早急にお願いします。
- 災害が発生した場合、保育施設には、園児の命を守り、職員の命を守ることが求められます。
- そのためには、十分な備蓄とともに、電力の確保が必要です。空調のほか、生活に不可欠な電力が使用できなくなれば、子どもの命を脅かす事態も想定されます。
- 子どもの命を守るため、保育施設における蓄電池や太陽光パネルの設置等の災害対策への支援を要望します。
- 避難が必要になった場合には、地域の乳幼児を抱える家庭や妊産婦、その他の方たちが避難してくる保育所・認定こども園もあります。
- 現行では保育所・認定こども園は、災害救助費の対象とならないことがあります。実態にあわせ、地域住民を受け入れて避難所となった保育所・認定こども園を、災害救助法の「避難所」として取り扱い、災害救助費の対象にしてください。
- また、その地域の子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、自らが被災しているなかでも支援を実施している保育施設があります。復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について、災害状況等も勘案した適正な申請の期間としていただくとともに、迅速な支給を要望します。

・・・(詳細 17 ページ)

## **5. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください**

### **(1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用** ・・・(詳細 18 ページ)

- 6月5日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として充ててください。
- 少子化傾向を反転させるためには、すべての子どもの育ちについて、成育場所やその環境を問わず、健やかな育ちの保障することが必要です。その実現に向けて、「子ども・子育て支援金制度」を活用した無償化の拡充などを要望します。

## (2) 就学前教育・保育施設整備交付金の確保 . . . . . (詳細 20 ページ)

- 令和 6 年度の就学前教育・保育施設整備交付金は、第一次交付でそのほとんどの予算額が使用される結果となりました。その後、第一次協議で不採択となった施設を対象に追加協議が行われることになりましたが、「こども誰でも通園制度」の整備等、こどもまんなか社会の実現に向けた新たな制度での活用も見込まれることから、今後も必要な施設整備を図ることができるよう十分な予算の確保を要望します。

## 6. 認定こども園特有の課題の解決に向けて検討を行ってください

- 一部の市町村では、保育所が認定こども園移行の意思を示しても認められないことがあります。国においては、「認定こども園への移行を希望する保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行う」と示されていることから、自治体に対して、その旨を再度徹底してください。
- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも 2、3 号認定子ども、1 号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。すべての子ども・子育て家庭を統一的に支えるためにも、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」の一本化を要望します。
- 認定こども園においては、監査に加え、文部科学省の学校基本調査等、同じような内容を別の様式で作成する必要があるなど、多くの事務作業が求められます。その事務作業量に鑑み、事務職員配置加算は施設定員で加算を制限しないよう要望します（現在は定員 91 名以上が加算要件）。

. . . (詳細 21 ページ)

## 7. 公立保育所・公立認定こども園も

### 対応可能な、柔軟な制度設計としてください

- 少子高齢化による人口減少が進み、子どもの数が少なくなっていくなか、地域の保育機能を維持するため、公立保育所・公立認定こども園は大きな責任と役割を担っています。
- そうしたことを踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、国が設計する子ども・子育てを支援する制度において、公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計を要望します。
- 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、『「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制』等について検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の 1 つとしていただくよう要望します。

. . . (詳細 22 ページ)

## **8. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください**

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながらか子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- 保育所等では 11 時間開所や土曜開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。子どもの育ちを考えると、それが、国がめざす「こどもまんなか」社会でしょうか。
- 日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。
- また、子どもの育ちとその家庭を支える保育士の働き方を改善することも必要です。子どもの育ちと保護者のニーズを踏まえたうえで、保育所等の開所時間のあり方を検討いただくことを要望します。

・・・(詳細 24 ページ)

# 1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 令和7年度予算概算要求において、「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」が新規事業として要求されました。

## 【参考】過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業【抜粋】

(こども家庭庁 令和7年度予算概算要求の概要(事業別の資料集)(令和6年8月30日))

<small>こども家庭庁</small> <b>こども家庭庁</b>	<b>過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業</b>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	<small>成育局 保育政策課</small>
<small>&lt;保育対策総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度概算要求額 589億円の内数(459億円の内数)</small>			
<b>事業の目的</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。過疎地域の保育所が、その規模の小ささ故に国基準を満たした子育て支援事業の実施が困難であること等にも鑑み、地域の人々も交えた様々な取組(国基準以下の子育て支援事業や当該施設の独自事業等)にかかる具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。</li> </ul>			

- 事業の目的にもあるとおり、「過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場がなくなり、地域そのものの維持が難しく」なります。
- 今回のモデル事業の対象は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく、「全部過疎自治体」、「みなし過疎自治体」等とされていますが、それ以外の人口減少地域でも、保育所の最低定員である20名を割ったり、保育人材不足等により、運営が限界にきている保育施設もあります。

## 【参考】人口減少地域にある園の状況

(全国保育協議会「人口減少地域における保育課題と対応」より)

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 最大定員は90名だったが、現在は定員20名で、現員は11名。財政的に非常に厳しく、今年度は積立金を数百万円取り崩し、来年度もほぼ同額を取り崩す予定。職員構成は園長1名、保育士2名、調理員1名、保育補助者1名。保育人材もいないうえに人件費の支払いも大変ななか、積立金を取り崩してやり繰りしても、今後5年事業を継続することは難しい。(北海道)</li> <li>➤ 最大定員120名だったが、現在は30名となっている。来年度の新規入所児の見込みはなく、卒園児を除くと、定員を20名にせざるを得ない状況。今後もさらなる定員割れの状況が続くことが予想され、いつまで運営できるか見通しは持てない。こうした状況では、新卒保育士も採用できず、11時間開所を行うために必要な一定数の保育士配置など人手不足は深刻で、質の担保された保育の提供が継続できなくなる危機的な状況にある。(長崎県)</li> <li>➤ 入園する児童数の減少により必要な保育士の絶対数が減少するなかで、長時間開所への対応に苦慮している。児童数が少ないとはいえ、11時間開所や延長保育に対応するため、限られた保育士による就労を行っている。最低基準上、常に2人以上の保育士配置が求められており、毎日の早出、残業が当たり前になっていて、保育士の疲弊を招いている。(山口県)</li> </ul>
---

- 2023年、転入超過数が最も多い東京都では、その転入超過は20代が中心です。にもかかわらず、東京都の2023年の合計特殊出生率が0.99となり、都市部においても少子化が加速しています。
- 今回の対象とならない自治体においても、今回構築されるモデルを活用し、取り組みができるよう、引き続き支援いただくことを要望します。

- また、本事業の対象の基準となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎対策事業債（過疎債）に関しては、合併によって過疎自治体を含んだ自治体（一部過疎市町村）は、過疎債と合併特例債（特例債）の両方を発行することができます。その結果、過疎債や特例債を発行できない周辺自治体との不平等が生じています。本事業の対象にあたっては、上記のような不平等が生じないようにしてください。
- モデル事業の目的にもあるとおり、保育施設がなくなれば、その地域で子育て家庭は生活できず、地域住民の生活の存続、そして地域自体の存続に直結する問題です。



- 保育施設は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するとともに、子どもの居場所を維持・確保する、地域に欠かせない社会資源です。
- 人口減少地域においても、その役割を果たすため、認可を受けた保育施設等として、地方自治体が連携を密にして、責任を持って維持させることを要望します。
- あわせて、各地域において、各々の自治体が地方版「子ども・子育て会議」を活性化し機能を向上させ、地域の保育のあるべき姿を明確にするよう働きかけることを要望します。
- また、令和6年度の出生数が70万人を割り込む公算が大きい状況である今、公定価格算定において、子どもの数を基礎とするだけでなく、施設の維持管理費や支援内容を評価した経費等、公定価格の設定の在り方についての検討を要望します。
- 加えて、子どもの数が減少の一途をたどっている今、今なお続くローカルルールによって必要な定員変更ができない現状を改善する仕組みの創設を要望します。
- また、子どもの数が減少するなか、地域の子どもの育ちを支えるために積立金を取り崩しながら運営してきた保育施設は、閉園しようにも閉園にあたっての費用を準備することができず閉園できないという状況も発生しています。
- 過疎地域含め、人口減少地域における保育機能確保のあり方については、保育関係者の意見を十分に聞いて検討いただくようお願いします。

### 【参 考】全庁的な会議体で子ども・子育て施策について検討している事例

（「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」（令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業））

日本一の子育て村推進本部における検討	
島根県邑南町	人口5万人以下の市区町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年（平成23年）に日本一の子育て村推進本部を設置。</li> <li>・豪雪地帯で、昔は出稼ぎなど町から出る人も多く、少子化が早くから進んでいた。また、医療・福祉の専門機関も少なく、定住対策が重要なプロジェクトだった。</li> <li>・日本一の子育て村を開始して、地域として子育て支援を進め、「邑南町日本一の子育て村基構想（平成24年3月）」も策定、施策を進めてきた。</li> <li>・10年前は、子育て支援は他の自治体ではやっていなかった。高齢化施策は充実しており、次に子育て支援を他の自治体よりも早く進めた。</li> <li>・本部長は町長。子育て関連の社会福祉協議会、学校、医療などの関係機関で構成している。</li> <li>・本部会議の下に、幹事会があり、町役場の課長で構成。予算を伴うものは、その下に3つの部会において検討している（医療・保健部会、福祉部会、教育・総務部会）。</li> <li>・部会に実務の担当者が入っている（保育士、放課後指導員、医療関係者、地域みらい課、商工観光課等、全体で30名位）。</li> <li>・部会で施策を検討、下から上げて事業実施へもっていく。</li> <li>・児童福祉の担当課は福祉課だが、3部会合同で子育て施策を検討している。</li> <li>・地域保健福祉計画は議会の承認案件。他の計画は報告案件だが、地域保健福祉計画は議決が必要。子ども・子育て支援事業計画についても議会の承認案件とした。</li> </ul>	
子育て村推進本部設置条例 <a href="https://www1.g-reiki.net/town.ohnan/reiki_honbun/r073RG00000919.html">https://www1.g-reiki.net/town.ohnan/reiki_honbun/r073RG00000919.html</a>	

## 2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、

### 公定価格を充実させてください

#### (1) 職員配置基準の改善

- 令和6年度より4,5歳児および3歳児の配置基準が改善されました。しかし、今回改善された配置基準(3歳児15:1、4・5歳児25:1)にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。
- 一方で、当初「こども未来戦略方針」で記載されていた1歳児の配置基準の改善は、「加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める」とされ、概算要求でも「予算編成過程で検討する」とされ、改善されていません。
- 子どもたちとしっかり向き合い、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを達成するため、配置基準の改善は急務です。
- **まずは、1歳児について早急に改善いただくとともに、言語能力や運動能力の発達がめざましく、応答的なかかわりが重要な時期である2歳児の配置基準についても改善を要望します。**
- また、今回の配置基準の改善は、「チーム保育推進加算(略)」を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされました。

しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数(12年以上)やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算です。

**配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。**

今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。

#### 【参考】「保育所の職員配置基準(諸外国との比較)」

(「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」(平成21年、全国社会福祉協議会)から事務局作成)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
日本	3:1	6:1		15:1	25:1	
フィンランド	4:1			7:1		
アメリカNY州 ※州によって異なる	6週~1歳6か月未満児 4:1			6:1	7:1	8:1
	1歳6か月~3歳未満児 5:1					
イギリス	3:1		4:1	7:1	8:1	9:1
フランス	歩行ができる乳幼児 5:1			13:1		
	歩行ができない乳幼児 4:1					
ドイツ ※州によって異なる	6:1			13:1		
スウェーデン	1クラス上限14人に職員3人				13:1	
	※クラス上限で計算すると、4.6:1					
韓国	3:1	5:1	7:1	15:1	20:1	

- 他方、近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。
- 25対1、5対1という配置基準は、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された内容であり、当時とは子ども・子育て世帯を取り巻く状況が変わっています。

- また、調理員は配置基準が定められているものの、看護師や栄養士、事務員等は配置基準はなく加算対応です。子どもの育ちを支える場として配置基準が適当なのか、保育士以外の職員の配置基準も含めてしっかり精査いただくことを要望します。

**【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準→第33条保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

公定価格における調理員の利用定員要件 → 利用定員 40人以下・・・1人

利用定員 41人以上・・・2人

利用定員 151人以上・・・3人（うち1人は非常勤）

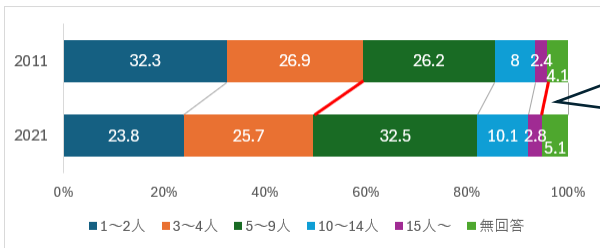


調理員が1人では休暇をとることもできない！

**【参考】「給食の状況」**（食物アレルギーのある子どもがいると答えた89.5%の施設の回答）

**食物アレルギーのある子どもの人数 および 食物アレルギーのある子どもへの対応**

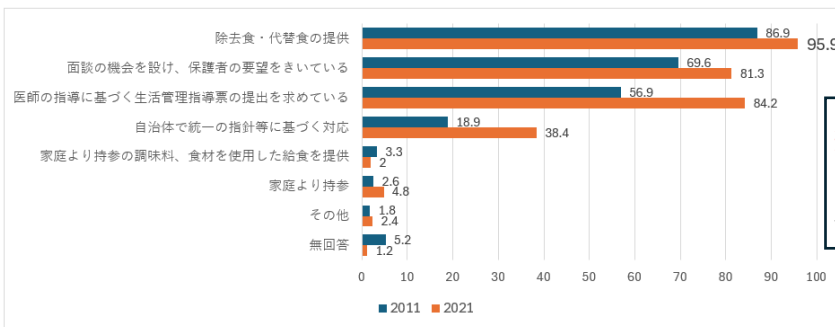
（「全国保育協議会 会員の実態調査 2011 報告書」「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



5人以上と回答した施設が、36.6%→45.4%に増加  
約半数の施設で、5人以上の食物アレルギーのある子どもが在籍



食物アレルギーの対応には栄養士が重要な役割を果たす！



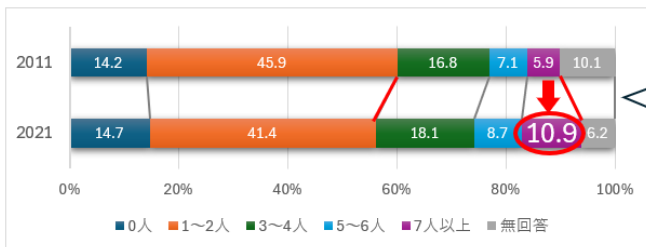
約96%の施設で、除去食や代替食の提供を実施している

**【参考】「障害児保育等支援が必要な児童の状況」**

障害児保育を実施している園において、

**「障害児手帳を持つ子ども、または行政が障害児保育の対象と判断した子ども」**

（「全国保育協議会 会員の実態調査 2011 報告書」「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）

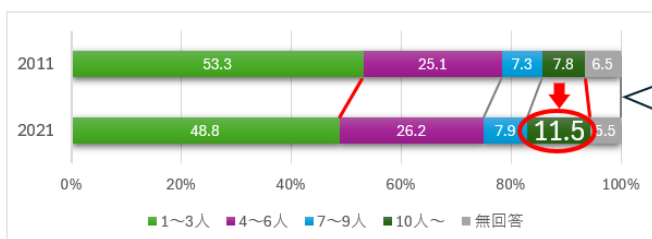


3人以上と回答した施設が、29.8%→37.7%に増加  
7人以上と回答した施設は、5.9%→10.9%と倍増

障害児保育を実施している園において、

**「障害児保育対象以外で特別な支援が必要な子ども」**

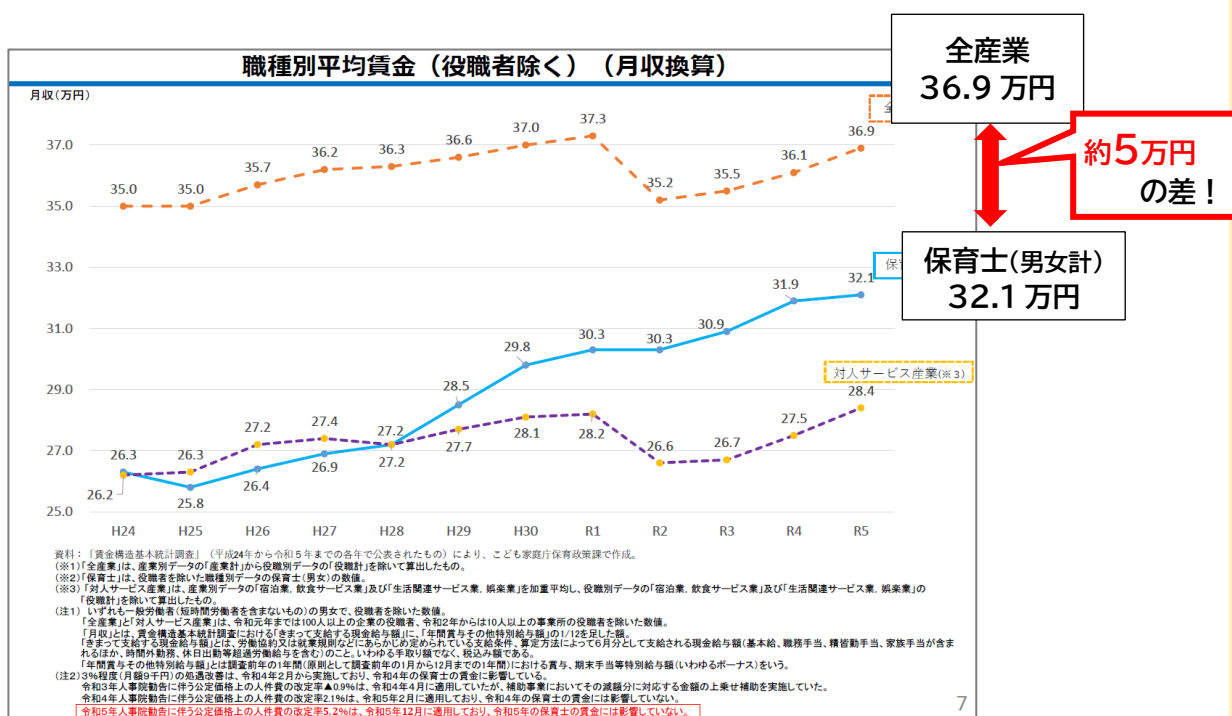
（「全国保育協議会 会員の実態調査 2011 報告書」「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



4人以上と回答した施設が、40.2%→45.6%に増加  
10人以上と回答した施設は、7.8%→11.5%に増加

## (2) 公定価格の改善と保育人材の確保

- これまでの処遇改善によって保育士の給与は年々増加してはいますが、それでもなお全産業の労働者の平均賃金の間には依然約5万円の差があります。
- さらに令和6年の春闘では、一般企業の賃金が大幅に上昇（ベースアップ等）と報道されています。これらは人事院勧告にも反映されましたが、公定価格についても、これまでとおり人事院勧告準拠のルールを確実に実行してください。
- また、令和元年実施の経営実態調査においても明らかなように、職員の平均勤続年数が年々伸びているなか、公定価格の算定において、職員の勤続年数や保育現場の必要な費目が適正に評価されているかどうか、今一度精査することが必要です。
- さらに物価高騰も続いています。現在の物価高騰、エネルギー価格の高騰は、保育園での質の高い保育の継続に支障を与えています。公定価格への消費者物価指数に基づく反映だけではなく、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では「重点支援地方交付金」の更なる追加が示されており、保育施設におけるエネルギー価格や食料品等の物価高騰に対する支援が確実に実施されるよう、自治体への働きかけを要望します。
- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育者が安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持してください。また、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を要望します。
- なお、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの一本化については、算定結果が現行の給与水準から後退しないよう要望します。
- 加えて、保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和6年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。



【参考】「2024年春季労使交渉の結果」（日本労働組合総連合会が発表した第6回集計結果より）

賃上げ(月例賃金)

・ 中小企業（300人未満）/3516組合・・・4.45% 11,361円

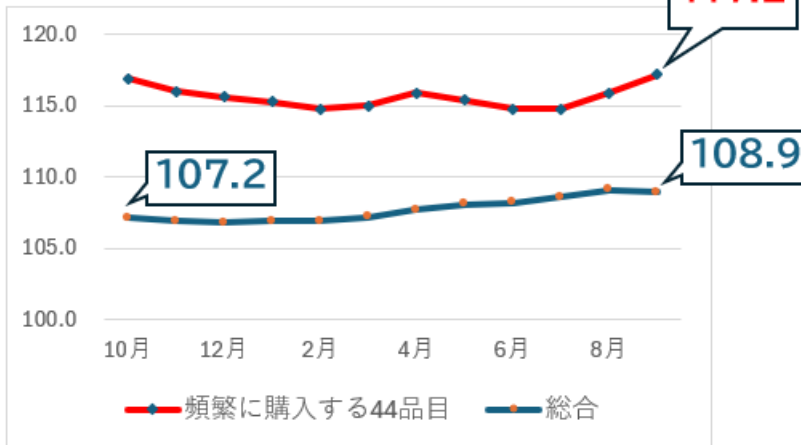
→うち賃上げ分が明確に分かる組合分

・ 中小企業（300人未満）/2178組合・・・4.74% 12,484円

【参考】「消費者物価指数」（2023年10月～2024年9月／2020年を100）

（総務省発表の消費者物価指数より事務局作成）

消費者物価指数(2020年=100)



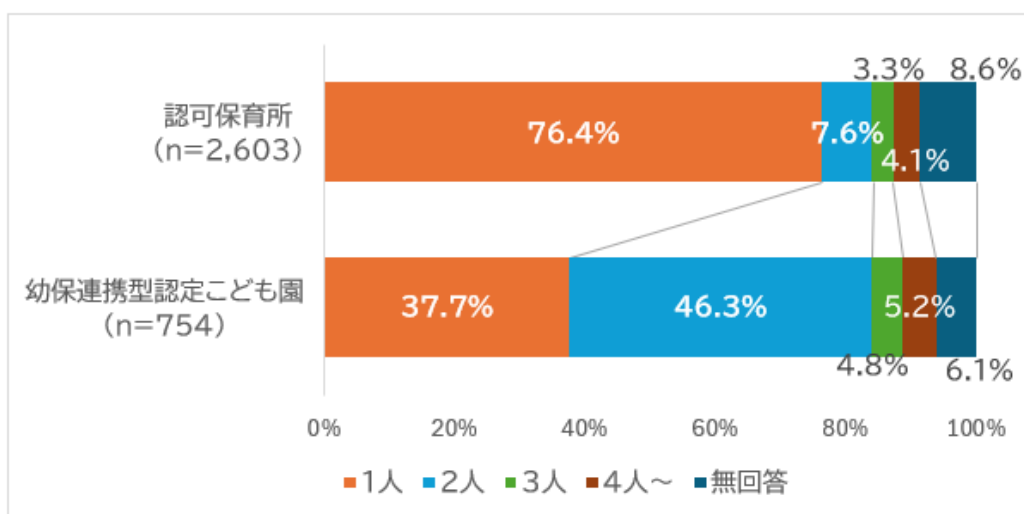
購入する頻度が高い食料やガソリンなどの44品目は、  
2024年9月、2020年以降最も高い数値となる**117.2**となった

### (3) 主任保育士の必置化

- 「こども誰でも通園制度」や「身近な相談機関（かかりつけ相談機関）」など、保育所・認定こども園には、地域のすべての子ども・子育て家庭への支援が期待されています。そして子育ての安心感は少子化傾向の反転につながります。その支援の中核的な役割を担うのが、主任保育士・主幹保育教諭です。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域でその役割を果たすため、**加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。**
- また、令和6年度から開始される新しい認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」は主任保育士も取得することが想定されていますが、合計265時間を超える研修受講が必要であり、保育を実施しながらの取得は困難です。研修について、これまで受講した研修の置き換えや一部免除など、研修受講の負担軽減について検討いただくよう要望します。

#### 【参考】主任保育士・主幹保育教諭の配置人数

（「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



要件を満たした場合に加算される主任保育士は、**76.4%の園で1人の配置** の一方で、公定価格上の配置基準に含まれている主幹保育教諭は、**46.3%の園で2人の配置**



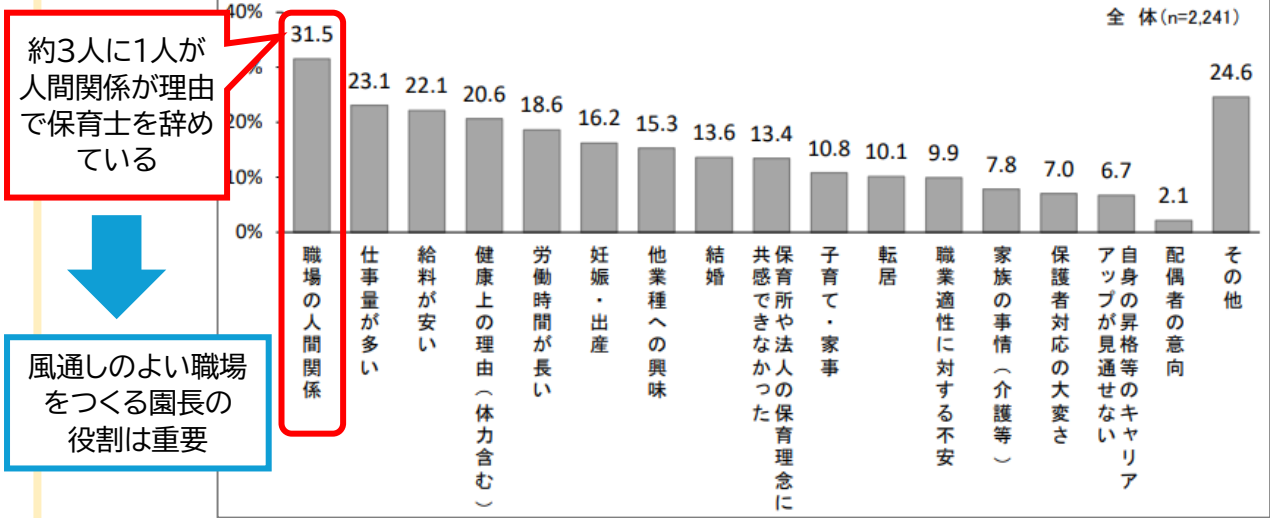
主任保育士・主幹保育教諭の専門性や果たしている役割を考えれば、どちらがよいかは明らか

#### (4) 施設長の資質向上

- 保育者がやりがいを持って働き続けられる風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。
- 施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、資格や必修研修等の要件等を的確に定めることを要望します。

#### 【参考】過去に保育士就業経験がある者の実態「保育士を辞めた理由」

(「令和4年東京都保育士実態調査／東京都」)



#### 【参考】「公定価格の算定方法における保育所の施設長の要件について」(内閣府資料)

##### 概要

- 市町村から保育所等に支払われる公定価格では、全施設に共通して適用される基本分単価において、施設長の人件費を算定し、一定の経験や能力を有する施設長が常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していることを要件としており、要件を満たしていない場合は、減算する仕組みとしている。

※保育所の施設長が他の施設や事業の職員と兼務すること自体は可能。

※施設長に支払われる給与は、事業所で決定。

#### 【参考】「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」

(昭和47年5月17日社第83号厚生省社会・児童家庭局長連名通達)

保育所	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 国公立の施設にあつては、さらに、児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者であること。
-----	--

### 3. 「こども誰でも通園制度」を真に子どもたちの制度としてください

- 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』こと」が主旨であるはずで。

#### 【職員配置基準】

- 今年度全国で実施されている試行的事業では、職員の配置基準は一時預かりと同様の基準で行われており、令和 7 年度以降も同様のかたちでの実施が予定されています（一時預かりの配置基準～従事者は 2 人を下回らない、そのうち保育士を 1/2 以上とする）。
- 「こども誰でも通園制度」は、0, 1, 2 歳児が対象であり、毎日通園する子どもたちではありません。0, 1, 2 歳の発達の特性等の知識をもち、十分な保育の経験を持つ保育士が担当することが必要です。
- 事実、令和 5 年度に実施されたモデル事業では、担当した保育者は、6 割超が経験年数 11 年以上の保育者です。
- 上記を踏まえ、「こども誰でも通園制度」の実施にあたっては、専門性のある保育士が関わることを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設けてください）。

【参 考】「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 中間評価の集計結果」より

	n	%
1-5年	22	22.7
6-10年	14	14.4
11-15年	23	23.7
16年以上	38	39.2

#### 【安定的な運営】

- 今年度全国で実施されている試行的事業の補助単価は、子ども 1 人 1 時間あたり 850 円としたうえで、保護者から 1 時間あたり 300 円程度自己負担をいただいています。
- 補助単価について、令和 7 年度に向けて、国の検討会では下記のように示されています。

**対応の方向性（案）**

- 令和 7 年度の制度化にあたっては、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する方向で検討する。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた 1 時間当たりの補助単価を設定することとしてはどうか。

（※）具体的な補助単価額については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。

- 850 円 (+300 円) では、この事業に求められる専門性の高い職員の雇用は難しいと言わざるを得ません。 年齢に応じた単価の設定に言及されたものの、現在の 1 時間あたりの単価では安定的な運営は困難です。
- 補助基準額の増額や、ベースとなる運営費の補助など、安定的な運営が可能となる収入が得られる仕組みにしてください。

## 【令和 7 年度の実施に向けて】

- 「こども誰でも通園制度」は、令和 7 年度は「地域子ども・子育て支援事業」として実施されます。
- 「地域子ども・子育て支援事業」として実施するにあたっては、自治体で条例改正をしたうえで、施設は認可手続き、定款の変更が必要になります。
- 現在のスケジュールでは自治体の条例改正が年度当初に間に合わない可能性が高く、今年度の試行的事業を実施していたものの、来年度は年度当初から実施できなくなる可能性もあります。
- 各自治体に対し、速やかに条例改正を行うよう働きかけていただき、今年度、実施している取り組みが途切れることのないような配慮を実施いただくよう要望します。
- また、本制度の利用には国が構築する予約システムを使用することが想定されており、市町村はそのシステムを活用して、利用状況が把握できるため、支援が必要な家庭を把握することができます。
- 支援が必要なものの、自ら利用しないような要支援家庭の把握・支援につなげるよう、自治体への働きかけを要望します。

## 4. 子どもの命を守るため、保育施設における災害対策を支援してください

- 能登地域では地震の爪痕に加え、9月の豪雨により二重災害となっています。当該地区の「子ども達の笑顔を絶やさないように保育を続けることが保育園の使命」と語る保育者の声に応えるためにも、地域の実情に応じたさらなる復興支援策を早急にお願いします。
- 災害が発生した場合、保育施設には、園児の命を守り、職員の命を守ることが求められます。
- そのためには、十分な備蓄とともに、**電力の確保が必要です。空調のほか、生活に不可欠な電力が使用できなくなれば、子どもの命を脅かす事態も想定されます。**
- 地震や台風などで被害が発生すると、大規模な停電が発生することがあります。

令和元年房総半島台風 (2019.9)	東京電力管内において2週間以上にわたって、最大約 93 万戸が停電。特に千葉県においては、停電発生から 1 週間経過しても 8 万戸が停電から復旧しなかった。
平成 30 年台風 21 号 (2018.9)	関西地方を中心に2週間にわたって最大約 240 万戸が停電。ピーク時には大阪で約 100 万戸、和歌山でも全世帯の約半数が停電。
北海道胆振東部地震 (2018.9)	北海道で2日間にわたり、最大約 295 万戸が停電。一時は北海道全域が停電。

- 子どもの命を守るため、保育施設における蓄電池や太陽光パネルの設置等の災害対策への支援を要望します。
- 避難が必要になった場合には、地域の乳幼児を抱える家庭や妊産婦、その他の方たちが避難してくる保育所・認定こども園もあります。
- 現行では保育所・認定こども園は、災害救助費の対象とならないことがあります。実態にあわせ、地域住民を受け入れて避難所となった保育所・認定こども園※を、災害救助法の「避難所」として取り扱い、災害救助費の対象にしてください。
- また、保育所等が被災した場合、その地域の子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、早急な復旧が必要です。復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について、災害状況等も勘案した適正な申請の期間としていただくとともに、迅速な支給を要望します。

※ 能登の豪雨から2か月・“二重被災”保育園は (NHK 総合「ニュースウオッチ 9」、2024/11/21)

※ 能登半島地震で長引く避難生活 暮らし再建へ…岐路に立つ人々 (日本テレビ「真相報道バンキシャ!」、2024.1.28)

※ 子供の居場所づくり、避難所で声かけ…地震から約1カ月半、前を向き生きる能登の人々 (産経 WEST、2024.2.17)

※ 「保育所が避難場所となり、避難してきた家族を受け入れ、対応した。【福島県】」(「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ～子どもたちを災害から守るための対応事例集」(全国保育協議会、2013.3))

※ 「地域の町内会が運営している自主防災組織に加入するとともに、(避難所の指定を受けていなかったが)当保育所は津波避難場所として常日頃から地域の方を 50 人受け入れることができる衣食住の機能を備えていた。また、自主防災組織の拠点として日頃から地域との関係づくりができていた。【岩手県】」(「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ～子どもたちを災害から守るための対応事例集」(全国保育協議会、2013.3))

## 5. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

### (1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用

#### 【平成 27 年度に確認された 0.3 兆円】

- 我が国の少子化と人口減少の状況は想定を上回る厳しい局面にあり、「こども未来戦略」のなかで「我が国が直面する、最大の危機である」とされています。さらに、経済・社会システムを維持するため緊急かつ最重要課題として、これからの6～7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであるとされました。
- そのため、「加速化プラン」において言われている「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ためには、安定した財源の確保とともに実効性のある施策が求められます。
- 6月5日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。
- 令和6年度に改善された4,5歳児の職員配置基準は、平成27(2015)年に子ども・子育て支援新制度制定時に確認された消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源で実現されるはずのものでした。それが実現されず、ここまで先延ばしになり、1歳児の配置基準に至ってはまだ改善されていません。
- 今回の「子ども・子育て支援金制度」の用途について、真に子ども・子育て世帯のために活用されるように要望します。

#### 【参考】平成 27 年度に確認された 0.3 兆円について

##### 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

##### 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(H24.8.10 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

##### 平成 26 年 10 月 2 日 参・本会議での安倍総理答弁

平成二十七年四月に施行予定の子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て支援の質・量の充実を図るための財源の確保については、消費税分はもちろん、それ以外のものを含め、しっかりと対応してまいります。

7年 経過した会議での指摘

## 【参考】「子ども・子育て支援新制度の今後の課題」

(「子ども政策の推進に係る有識者会議 (R3.9.16) 秋田喜代美氏 (内閣府子ども・子育て会議会長(当時)) 提出資料

### 子ども・子育て支援新制度の今後の課題①

#### 【0.3兆円メニューなどの保育の質の向上及び処遇改善】

- ・ 保育の質が子どもの発達に影響を及ぼし、その効果が生涯にわたって続くことを踏まえると、今後は保育の質の向上に向けた取組を強化していくことがより重要。職員配置の改善や保育士等の処遇の改善のほか、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについてその受け入れや必要な支援を進めるための方策も求められる。
- ・ このため、未だ実現できていない職員の配置基準の改善等の「0.3兆円超」メニューやその他の保育の質の向上の実現が切望される。

## 【成育場所や環境を問わない健やかな育ちの保障】

- 少子化傾向を反転させるためには、すべての子どもの育ちについて、成育場所やその環境を問わず、健やかな育ちを保障することが必要です。
- 令和元年10月から、3歳以上児の家庭及び3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭が負担する保育料の無償化が実施されました。
- その後、自治体によっては、3歳未満児も含めた保育料を完全無償化した自治体や、第2子の保育料を無償化した自治体など、自治体によって差が出ています。
- その実現に向けて、「子ども・子育て支援金制度」を活用した無償化の拡充などを要望します。
- また、満3歳児の支給認定の取り扱いについて、認定こども園の一号認定の無償化が満3歳となる誕生日の翌月からになる一方、保育所は満3歳となった翌年度からとなる違いが生じており、制度運用上の整合性について、早急に対応してください。

(2) 就学前教育・保育施設整備交付金の確保

- 令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金について、第一次交付でそのほとんどの予算額が使用され、保育施設の運営および計画に非常に大きな混乱を及ぼす結果となっています。
- 申請額を下回る交付や不採択があり、その後、第一次協議で不採択となった施設を対象に追加協議が行われることになったものの、執行残額の範囲内での内示としていたため、少子化対策として力を入れるはずだった保育施設の整備等が中断している県もあるようで、子どもの安全・安心確保の観点から、非常に憂慮すべき事態です。
- 「こども誰でも通園制度」の整備も認められるなど、「こどもまんなか」社会の実現に向けた新たな制度での活用も見込まれること、また、燃料費や食材料費、資材費、人件費など、急激に物価が高騰していることから、交付単価の引き上げも含め、今後必要な施設整備を図ることができるよう、早期の補正予算対応も含めて十分な予算の確保を要望します。

【参考】こども家庭庁ホームページ掲載の図に加筆

<b>保育の受け皿整備</b>	(令和6年度予算案・令和5年度補正予算額)	(前年度予算額)
	<b>286億円+336億円</b>	(341億円)
できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。		
(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【一部令和5年度補正予算】 (2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和5年度補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)		

286億円+336億円=622億円



**令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金の内示について(第1次)**

(単位:千円)			(単位:千円)		
	自治体名	内示額		自治体名	内示額
1	北海道札幌市	1,137,009	31	宮城県岩沼市	82,885
2	北海道函館市	202,109	32	宮城県大崎市	95,566
3	北海道小樽市	204,259	33	宮城県蔵王町	41,416
4	北海道室蘭市	3,485	34	宮城県柴田町	213,333

326	熊本県熊本市	498,056	356	沖縄県浦添市	299,982
327	熊本県八代市	113,142	357	沖縄県名護市	102,632
328	熊本県人吉市	121,585	358	沖縄県読谷村	200,040
329	熊本県玉名市	206,295	359	沖縄県嘉手納町	94,744
330	熊本県山鹿市	273,886	合計		<b>62,175,419</b>

621.7億円

## 6. 認定こども園特有の課題の解決に向けて検討を行ってください

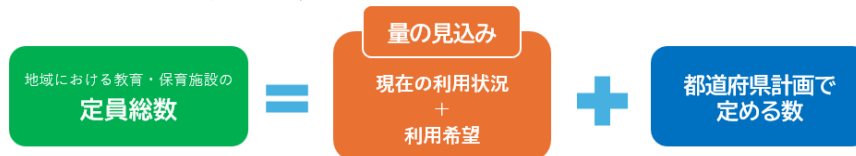
- 認定こども園への移行について、国からは下記が示されています。

平成25年12月18日付の内閣府事務連絡

認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定の基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにする

- にもかかわらず、待機児童がいるから等の理由で、認定こども園への移行を認めない自治体もあります。

- 上記の事務連絡の内容は、

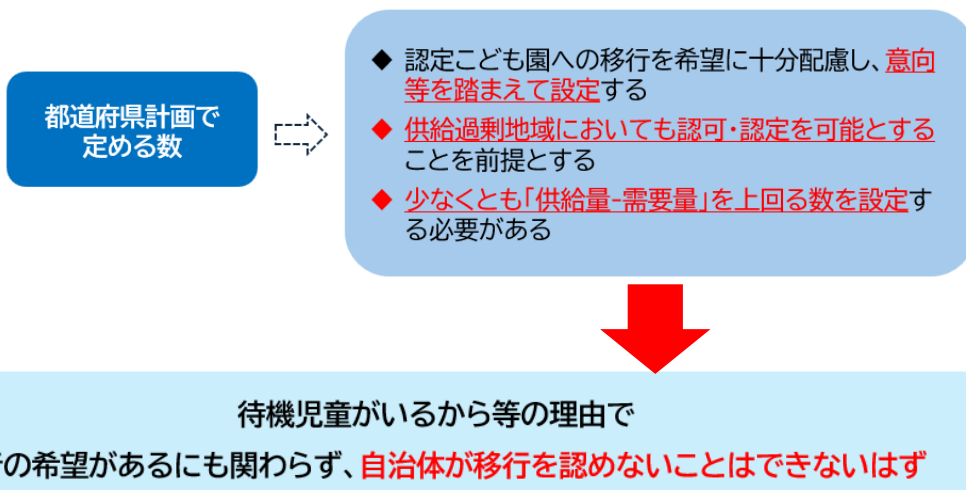


となるまで、「認可・認定をしなければならない」とするものです。

- その理由としては、

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというもの

とされ、「都道府県で定める数」は以下のようにされています。



- 自治体に対し、上記の旨を再度徹底してください。
- また、保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。
- すべての子ども・子育て家庭を統一的に支えるためにも、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」の一本化を要望します。

## 7. 公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計としてください

- 公立保育所・公立認定こども園は、児童福祉の専門職が在籍する公的機関との連携、災害時・新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような緊急事態における医療機関との連携、民間の保育所等では受け入れが難しい医療的ケア児や配慮が必要な子どもの受け入れなど、地域の子ども・子育て支援のライフラインとしての役割があります。
- 少子高齢化による人口減少が進み、小規模な市町村では、子どもの数が少ないうえに、財政状況が厳しくなっています。そうしたことを踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、**国が設計する制度において、公立保育所・公立認定こども園も柔軟に対応可能な制度設計を要望します。**
- 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、『新子育て安心プラン』の後の保育提供体制等について検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の1つとしていただくよう要望します。

### 【地域の保育の質】

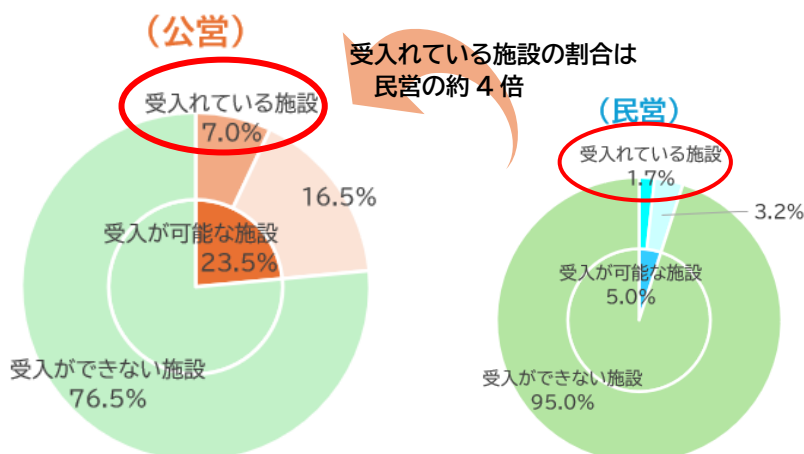
- 各自治体における保育士に対する研修は処遇改善等加算Ⅱに伴う保育士等キャリアアップ研修が中心となり、民間の保育士の受講が優先されて、公立の保育士の受講機会が少なくなっている市町村もあると聞きます。
- 公立施設の今後の役割として、「地域における子育て支援拠点」「保育技術の向上と民間との共有による保育の質の確保」等を掲げる地域も多いことから、地域の保育の質の維持・向上の観点から、公立施設の職員においても研修の受講の機会を確保いただけるような取り組みを国として実施してください。

### 【医療的ケア児の受け入れ】

- 医療的ケア児の受け入れにおいては、公立施設が大きな役割を果たしています。
- 公立施設ならではの保健師等との連携が大きな役割を果たしていますが、看護師が園に常駐することで保育士への負担は大きく軽減します。医療的ケア児を受け入れる公立施設における看護師の配置についての取り組みを国として実施してください。

### 【参考】医療的ケア児を受け入れている施設の割合（533市区町村の割合）

（こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究」報告書より事務局作成）



【参考】看護師の配置状況（「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）

雇用形態	保健師・看護師	
	正規	非正規 (臨時)
常勤	0.3	0.2
公設公営	0.1	0.2
公設民営	0.3	0.2
民設民営	0.4	0.3
非常勤	0.1	0.2
公設公営	0.0	0.1
公設民営	0.1	0.2
民設民営	0.1	0.3
総人数	0.5	
公設公営	0.3	
公設民営	0.5	
民設民営	0.6	

公設公営施設での看護師・保健師の配置状況は、1施設あたり 0.3 人。

民設民営の施設の1施設あたりの配置状況は半分となっている。

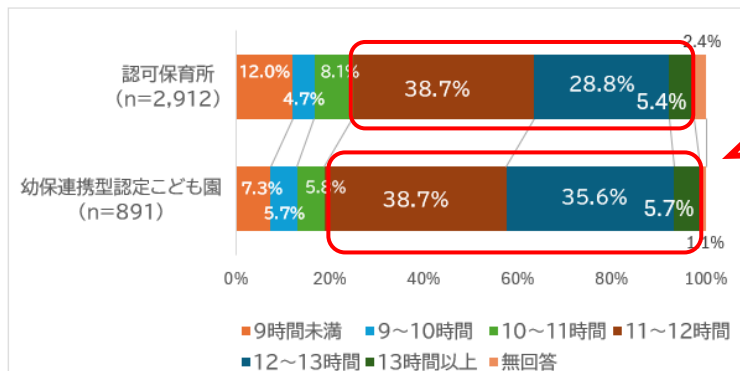
【保育 DX に向けて】

- 公立施設の ICT は、各自治体の個人情報の方等により、その運用が異なります。
- また、ICT の導入自体にも地域間の格差があることから、保育 DX の構築に向け、国として自治体への働きかけの強化を要望します。
- 保育 DX の構築にあたっては、公立施設の特長も踏まえたうえで構築いただくことを要望します。

## 8. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

- 2020年にユニセフから発表された報告書において、日本は長時間（平均で週50時間以上）働いている割合が最も高い国の一つであり、ワークライフバランスに苦慮している保護者が多い国でもあるとされています。
- 保育所等においても11時間開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。子どもの育ちを考えると、それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会でしょうか。
- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化傾向の反転につながると考えます。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。
- また、子どもの育ちとその家庭を支える保育士の働き方を改善することも必要です。子どもの育ちと保護者のニーズを踏まえたうえで、保育所等の開所時間のあり方を検討いただくことを要望します。

【参考】保育所、認定こども園の開所時間（「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



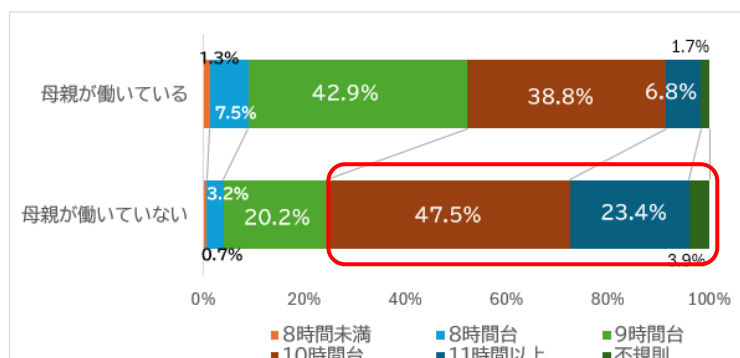
認可保育所では  
72.9%、  
幼保連携型認定こども園では80.0%  
が11時間以上開所  
している

【現場の感覚として】

- 開所時間のすべてを園で過ごす子どもがいる
- 早く来る子どもほど、遅く帰る

子どもの睡眠時間  
の影響があるのでは  
ないか

【参考】子どもの睡眠時間（「厚生労働省 第3回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」より事務局作成）



母親が働いている  
場合の子どもの睡眠  
時間は、42.9%  
が9時間台  
母親が働いていない  
場合の子どもの睡眠  
時間は、  
70.9%が10時間  
以上

「乳幼児の睡眠と発達」(岡田清夏、2017、東京大学大学院)によると、

乳幼児期の睡眠問題は、将来的に問題になっていくことに留意すべきである。  
学童期におけるイライラや落ち込みなどの精神的健康度の悪化、  
青年期における学業成績や認知機能、眠気の悪化を招き、  
倦怠感や肥満などの身体的な不調も合わせた健康上の問題を深刻化させ、  
不登校や引きこもり、多動傾向などの社会生活への適応問題にまでも発展する結果になりうる



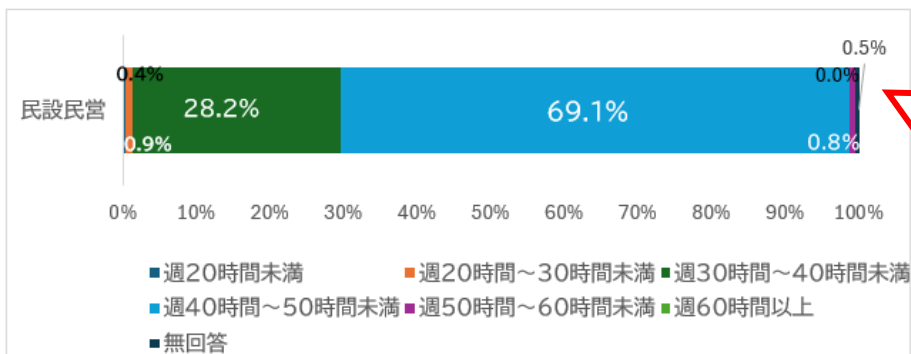
少子化対策という面だけでなく、  
日本の将来のために、  
**日本の働き方改革、保育所の開所時間の見直し**が**急務!!**



さらに  
**保育士の働き方の改善も必要!**

### 【参考】正規職員の週当たりの実働時間

(「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成)



週40時間~50時間の園が、**約7割**  
50時間とすると、**約7割**の施設の保育士(正規)は、**1日10時間勤務**していることになる